

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 北九州市小倉北区大手門1-1
北九州市小倉北福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成18年8月10日付けの書面で提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還命令処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の審査請求人に対する平成18年7月24日付け費用返還命令処分を取り消します。

理 由

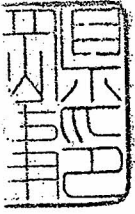
第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、平成18年7月24日付け費用返還命令処分（以下「本件処分」という。）の費用返還命令額の一割程度の減額を求めるというもので、その理由の要旨は、以下のとおりです。

[REDACTED]年金裁定請求については、処分庁から指導されたものではなく、知人から教えられて手続したもので、[REDACTED]のある請求人は、一人での外出や公共交通機関の利用ができないことから、知人に手続きを依頼したため、法律家等に依頼するのと同様に一割程度の謝礼が必要である。

また、請求人も当該請求に係る手続等について社会保険事務所、病院等に問い合わせの電話したり、知人同行のうえタクシーで社会保険事務所や病院に行ったりしているので、電話代、タクシー代がかかっている。

処分庁は、再三、請求人に説明したと言うが、遡及された年金額の全額返還のみの説明だけで、必要経費が認められる等の説明は一切なかった。



第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、以下のとおりです。

請求人の[]年金については、遡及受給が生じることが判明して以降、再三、法第63条に基づく費用返還について説明した上で、原則として遡及受給した年金の全額を一括返還するよう指導しており、その際、及び返還金を決定するまでに、請求人から電話代や交通費等、年金収入を得るための必要実費の控除についての相談はなく、挙証資料の提示もなかった。

また、請求人から、知人に謝礼金を支払うため、返還対象額から一割程度の免除を認めて欲しい旨の相談もなかったが、仮に相談があったとしても、当該経費は、自立更生に必要な経費として認められないことは明らかである。

したがって、処分庁は、法第63条に基づき適正に本件処分を行ったものであり、本件処分には違法または不当な点は認められない。

第3 認定事実

審査庁が認定した事実は、以下のとおりです。

1 平成17年4月12日

処分庁は、傷病により就労できず生活に困窮しているとして、請求人に対し保護を開始したこと。

2 同年10月3日

処分庁は、「[]」において請求人の病状調査を行い、次のとおりの調査結果を得たこと。

病名：[]

病状：[]

稼働能力：不可

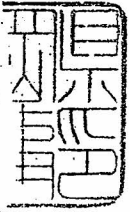
3 平成18年3月28日

請求人は処分庁に電話で、[]年金の裁定請求を行うため、診断書が必要であると述べたこと。これに対し処分庁は、診断書料を負担する旨述べ、年金の遡及受給があった場合は処分庁に返還することになる旨説明したこと。

4 同年3月30日

処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人と面接したこと。

(1) 請求人が[]年金裁定請求の準備をすすめており、[]



■■■■に診断書作成のため受診予定である旨述べたのに対し、処分庁は、■■■■年金の受給が決定し、年金証書、年金決定通知などが届いた時は速やかに報告するよう指示したこと。

- (2) 処分庁が請求人に病状を質したところ、同人は、■■■■は好不調の波があり、薬の量が増え、薬の副作用と思うが動悸、めまいがある旨、また、今年に入って■■■■が起こった時には包丁を振り回し、警察が来た旨述べたこと。

5 同年6月14日

請求人は処分庁に電話で、平成17年9月分に遡及して■■■■年金が受給できるようになった旨連絡したこと。これに対し処分庁は、遡及受給分は一括返還になる旨説明したこと。

6 同年6月27日

処分庁は、請求人宅を訪問し、次の内容の同人の年金証書を確認したこと。

- (1) 年金の種類及び障害の等級 ■■■■
(2) 支給開始年月 平成17年9月
(3) 年金額 平成17年9月分から年額596,000円
平成18年4月分から年額594,200円

7 同年7月12日

処分庁は、来庁した請求人から、年金振込通知書の提示を受け、同人の■■■■年金遡及分が7月14日に446,699円振り込まれることを確認したこと。

また、処分庁は請求人に対し、当該遡及受給分は一括返還となる旨説明し、後日処分庁内の返還会議に諮り返還額等が決定次第、連絡する旨伝えたこと。

8 同年7月24日

処分庁は、請求人の■■■■年金遡及受給について返還会議を開催し、返還額を446,699円、納入方法を一括返還に決定したこと。

9 同年7月28日

請求人は処分庁に電話で、返還会議の結果について質したところ、処分庁は、■■■■年金の遡及受給分については全額一括返還となったことを説明し、近日中に生活保護返還金決定通知書と納付書を持参する旨伝えたこと。

10 同年7月31日

処分庁は請求人に対し、同人が訪問を拒否したため、生活保護返還金決定通知書等を郵送したこと。



第4 判断

1 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(法第4条)とされています。従って、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」(法第63条)として

います。
また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日厚生省社発第123号厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。)は、年金の収入認定について、「(前略)その実際の受給額を認定すること。」(次官通知第7の3の(2)のアの(ア))とし、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」(次官通知第7の3の(2)のアの(イ))としています。

2 遡及受給した年金の取扱いに関しては、生活保護業務の指針として平成5年に厚生省社会・援護局保護課が監修し、作成した生活保護手帳別冊問答集(以下「別冊問答集」という。)において、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず年金支給事由が生じた日に当然に発生する具体的権利であることから、年金が遡及して支給開始される日に、法第63条の返還の対象となる資力が発生したものとして、その日以後に支給された保護費について返還の対象とする」(問451)とされ、法第63条による返還額の決定については、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」が、この取り扱いを行うことが「当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取り扱いとして差し支えない」とされ、その範囲のひとつに、「エ 当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認められた額」を挙げています(問450)。

3 本件の争点は、処分庁が請求人の[]年金遡及受給分に係る法第63条による返還金決定にあたり、知人への謝礼金、電話代、タクシー代を必要経費として減額しなかったことの是非であり、以下検討します。

(1) 年金収入の認定に当たっては、前記1の次官通知に定めるところによ



り、その実際の受給額を認定することとされ、その収入を得るために必要な経費として交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その必要額を認定することとされています。

- (2) また、遡及受給した年金については、前記2により年金が遡及して支給開始される日に、法第63条の返還の対象となる資力が発生したものであるとして、その日以後に支給された保護費について返還の対象とするものであり、法第63条による返還額の決定については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、この取り扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度において本来の返還額から控除して返還額を決定する取り扱いとして差し支えないとされ、それは実施機関の裁量の範囲とされているところです。

請求人が求めている知人への謝礼金については、必要経費としては認めることができず、自立更生資金としても判断することは困難であり、また、その判断も実施機関の裁量の範囲とされていることから、知人への謝礼金を減額しなかったことについて、違法・不当とは判断されません。また、電話代については、社会保険事務所や病院に問い合わせの電話をした程度であり、経常経費として基準生活費で賄うべきものと思料されます。

- (3) 一方、交通費については、必要経費として認定ができるところ、処分庁は、請求人から年金収入を得るための必要経費の相談がなかったことをもって、本件処分の適法性を主張しています。

しかし、請求人は、前記認定事実4のとおり、XXXXXXXXXXにXXXXXXXXXXで受診していること、当庁の調査によるとかんXXXXXXXXXX及び社会保険事務所へは、それぞれ請求人宅から約4km離れた位置にあることから年金受給手続きに当たっては、相応の交通費の必要性が予想されることから、処分庁は、請求人が年金の裁定請求を行うことを知った日から、返還額を決定するまで、年金受給に係る必要経費についての取扱いについて説明を行った事実は認められず、年金を受給したら一括返還もしくは全額返還になる旨の説明しか行っていないことから、請求人から必要経費の相談がなかったことから必要経費を認めなかったとする処分庁の主張は、一方的であり採用できません。

- (4) 以上のことから、本件処分においては、処分庁が、予想される必要経



費の有無の確認及びその取扱いの説明を請求人に行わなかったため、請求人も必要経費の申立ができず、認定すべき必要経費についての検討が行われなかった点において不適切との批判を免れ得ず、本件処分は不当であると言わざるを得ません。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がありますので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成19年8月16日

福岡県知事 麻生

